

第158回

近畿地方交通審議会
神戸船員部会議事録

令和3年11月26日

神戸運輸監理部

[第158回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和3年11月26日(金) 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者
(公益委員) 羽原部会長(欠)、奥見委員、櫻庭委員、湊委員
(労働者委員) 浦委員、和田委員、中野委員
(使用者委員) 南委員(欠)、使用者委員、加藤(琢)委員(欠)
(運輸監理部) 中村海事振興部長、中村海事振興部次長、
土谷海上安全環境部調整官
(事務局) 土谷船員労政課長、飯塚船員職業安定係員
4. 議 事
 - (1) 管内の雇用状況等について
 - (2) 船員に関する特定最低賃金の改正について
 - (3) その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

海事振興部次長

第158回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催いたします。

本日は羽原部会長が所用によりご欠席されておりますので、奥見先生に部会長代理として議事進行のほど、よろしくお願い申し上げます。

部会長代理

皆様、よろしくお願い致します。

まず、事務局から、本日の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日の出欠状況ですが、羽原部会長と使用者委員の加藤琢二委員と南委員が所用により欠席されております。しかし、船員部会の運営規則第9条の規定によって定数は満たしておりますので、本船員部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本日の配付資料でございます。

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 「第157回近畿地方交通審議会 神戸船員部会 議事録（案）」
- ・ 資料2 「神戸管内職業紹介実績（10月分）」
- ・ 資料3 「全国版船員職業紹介実績一覧表（9月分）」
- ・ 神戸船員部会情報
- ・ 令和3年度最低賃金審議等状況（全国版）
- ・ 本省交通政策審議会関係資料（船員法及び船員職業安定法の改正）
- ・ 海技者セミナーのリーフレット
- ・ 令和3年度（第65回）船員労働安全衛生月間活動状況
- ・ 神戸船員部会開催日程（案）

以上となっております。おそろいでしょうか。

部会長代理

それでは、議事に入ります。

まずはじめに、第157回船員部会の議事録の承認についてお諮りします。

お手元に配付されています資料1の議事録をご確認ください。（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長代理

では、異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題（１）の「管内の雇用状況等」について、事務局から説明をお願いします。

（雇用状況等説明）

船員労政課長

それでは、資料２に基づいて、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

１０月期の新規求人件数は４２件で、前月比＋６件、前年同月比では、＋９件でした。月間有効求人件数は１１１件で前月比＋１７件です。

新規求職件数は１５件で、前月比＋２件、前年同月比では－１０件でした。月間有効求職件数は５３件で前月比＋２件です。

ちなみに新規求職者の平均年齢は５０．７歳、最高年齢は７４歳の方でした。

次に、求人側から見た成立件数が２件、求職側から見た成立件数が２件、月間有効求人倍率は２．０９倍で前月比＋０．２５ポイント、前年同月比では＋０．９４ポイントとなっています。

今月の有効求人倍率は、令和元年７月以来久々に２倍を超えました。概要としては、先月に引き続き、新規求人件数が多い割に新規求職者が少なかったこと、有効求人・求職者件数全体が、成立や取り下げによる減りが少なかったこと、求人件数は多いものの、同じ会社が多数の求人票を提出していることなどの状況が見受けられます。したがって、有効求人倍率の増加は、求人をする会社が増えたというわけではなく、以前から求人している会社が船員とマッチングしていない傾向かと思われま

す。新規求人４２件のうち、３３件が貨物船で、船種の内訳は一般貨物船、タンカー、ケミカルタンカー、液化ガスばら積み船やガット船などで、旅客船の２件はフェリー、その他船舶の７件はタグボート、清掃船でした。新規求職者１５名のうち、貨物船の希望が１１名、旅客船の希望が２名、その他船舶の希望者２名はタグボートを希望されています。年齢構成としては６０歳以上の方が４名、５０代の方が５名、４０代が３名、３０代は２名、２０代が１名と、５０代以上の方が多くなっています。

求職者の離職理由のうち、会社都合の方が３名いらっしゃいます。１名は解雇ですが詳細は不明です。他の２名は以前から繰り返し求職票を出されている方々で新型コロナウイルスの影響による解雇ではありません。船員未経験の求職者はいらっしゃいませんでした。

失業等給付の支給状況で、１０月末現在の受給資格者は６名で、前月比＋１名です。基本手当の支給額は１,１９２,０７２円で、就職促進給付金が１名で３８５,５６０円、高齢

求職者給付金支給が1名で338,000円でした。

次に、資料3の本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績についてご説明いたします。

全国の船員の9月期の実績は、新規求人件数が1,141件、新規求職件数が304件、有効求人倍率は3.17倍（前月比+0.11ポイント）です。

これに対し、厚生労働省が取りまとめた陸上職9月の有効求人倍率の全国値は1.16倍で前月比+0.02です。

また、兵庫労働局発表の就業地別の有効求人倍率（季節調整値）では、兵庫県が1.01倍（前月1.02倍、-0.01ポイント）で、近畿2府4県全体では1.01倍で前月と同じ数値でした。

簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

部会長代理

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

労働者委員

説明の中で、久しぶりに神戸が2.09倍になったという説明の中で、その1つの要因として、「同じ会社が何通も」というのは、どういうことですか。

船員労政課長

1社が同じ船で様々な職種の求人を一度に出される状況です。例えば、一度に船長、機関長、機関士、航海士の求人を何枚も出されるという状況です。

労働者委員

その会社の運航船舶が増えたという感じですか。

船員労政課長

運航船舶自体は同一のものを対象にしながら、様々な職種の船員を募集されていると理解いただければと思います。

労働者委員

その会社で大量に辞めたということですか。

海事振興部次長

理由までは分かりません。辞める予定で前もって求人してきているのか、それとも、また船員法の改正があるので、予備船員を増やすことがあるのか、そこまでは求人段階では聞いていません。

船員労政課長

ただ、状況を見ていましたら、複数隻を持っている会社でもあるので、やはり常態的に船員がいらっしゃらないのではないかと考えています。

労働者委員

正確な求人倍率に求めるに当たって、例えば1社が10人必要として、1社が「10人募集します」という出し方と、1社が10通出すのと、求人の数が一緒なら、求人倍率については一緒の率になりますか。

船員労政課長

何人募集しているかで件数を数えています。

労働者委員

質問させていただいたのは、提出の仕方によっては正確な求人倍率には反映されないのでは思ったのですが、求人という点からすれば、一緒であれば倍率は正確に出るという理解でいいですね。

船員労政課長

例えば1通の求人票で、航海士2名募集を1枚で出される場合がありますが、その場合も2件という数え方をしています。

労働者委員

分かりました。

海事振興部次長

先ほど課長が説明したように、例えば船長・一航士、機長・一機士と求人をかけて、船長と機関長候補みたいな人が各1人決まったら、一航と一機は取り下げるとか、採用する船員の年齢とかキャリアによって取り下げる判断をする場合もあるので、求人倍率の正確性は微妙なところがあり数字だけでは計れないです。

労働者委員

そうですか、分かりました。

部会長代理

ほかに何かないでしょうか。

公益委員

9ページの未済求職者数に久々に1、2、3級の方が入っていて驚いています。

デッキの1級の方は、これまでパイロット志望の方だという説明が多いですけど、興味深いのは、エンジン3級の20代が2人いらっしゃることです。あとは、デッキ2級で30代。ずいぶん若い人が、この辺りに複数いらっしゃるの、ふだん見なかった傾向のような気がします。

船員労政課長

2級航海の方は最終的に水先人希望の方ですが、1級航海の方はご家庭の事情で日帰り船を探されています。

3級機関の方々は、在職中で求人情報だけ見に来られた方が2名で、ハーバータグ希望の方と、沿海区域船希望の方です。あともう一人は、人間関係でお辞めになられたという感じです。

公益委員

最近個人的に、転職したと聞くことが多くなってきたかなという気がします。フェリーからフェリー、外航からフェリーという例がいくつかあって、デッキの人が水先へ行く、というのは多いです。

船員労政課長

私がここに着任してから常によく聞かれるのは、近場の日帰り船に乗りたいという希望が圧倒的に多いです。全国的に見ても、やはりその希望は多いみたいです。

公益委員

外航船でも大分よくなっていると思いますけどね。船内でのインターネットとかも大分使えるようになっていないですか。メールとかLINEとか、みんなできると言うのですが、どうしてでしょうか。

海事振興部次長

外航で、例えば太平洋のど真ん中なら、メールとかは無理ですか。

使用者委員委員

いや、今は衛星回線でできます。

公益委員

文字情報だけなら、結構可能ですよね。さすがに動画は無理ですが。

使用者委員

そうですね。映画を見たりとかは駄目ですけど、LINEを送ったりとかメールを送ったりとかはほぼリアルタイムでできます。

海事振興部次長

それは、本船にそういう衛星回線を使えるような機材が載ってて、会社側で通信料なんかも負担をしているということですか。

使用者委員

そうです。

海事振興部次長

高いですか。

使用者委員

高いです。

公益委員

では他のことを伺ってもよろしいでしょうか。

3ページに年代別離職理由が載ってしまっていて、会社都合の中に「期間雇用の終了」と出ています。10月も9月も載ってますけど、陸ですと、期間雇用は大体、非正社員で、アルバイト的な雇用か短期間の雇用で、期間の定めがない正社員というイメージですけど、こちらのこの期間雇用は、60歳代以降だとすると、定年後だから期間雇用で雇っているという感じなのか、それとも非正社员的な雇用が海でもあるのか、どちらなのかなど。

船員労政課長

2人共、70代の方と60代の方ですので、先生が最初におっしゃったように、高年齢の方なので、期間で雇用されてそれを更新する形で継続されています。この方たちに限らず、高齢の方は割とこういう契約がよく聞かれます。

公益委員

定年後に非正社員で再雇用という形で雇われているのですか。

船員労政課長

同じ会社でずっと再雇用というパターンだけではないかもしれません。転職されたとしても、高齢の方は、こういう雇用形態が多いのかと思います。

公益委員

分かりました。ありがとうございます。

部会長代理

これは、有期雇用ですか。

船員労政課長

そうです。

部会長代理

有期の雇用を例えば6か月とか、期間はちょっと分からないですけども、更新を繰り返す方がいらっしゃると。

船員労政課長

具体的にどのくらい繰り返すかまでは聞いていませんが、そのような形になっていると思われます。

部会長代理

更新しない人がいらっしゃる。

船員労政課長

時にはいらっしゃいます。

部会長代理

期間はちょっと分からないけど、ということですね。

分かりました、ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。

(なし)

部会長代理

ほかにないようでしたら、議題（2）の「船員に関する特定最低賃金の改正」について、事務局から説明をお願いします。

海事振興部次長

まず、神戸管内の最低賃金の改正に係る状況ですが、日本海の沖合底引き網漁船については、前回の部会でご報告してきたとおり、4,000円アップで決着しましたが、あと、内航と海上旅客が残っております。

内航に関しては、今月15日、月曜日に第1回専門部会を開催しまして、審議を行いましたけれども、その日は決着には至らず、次回12月1日に第2回目を開催して、そこで結論を得る予定となっております。

また、海上旅客についても、1回目を今月16日火曜日に開催いたしまして、審議を行いました。これもその日には決着に至らず、次回、12月8日に2回目を開催して、結論を得るという予定となっております。

ちなみに、他局の審議状況については、本省で取りまとめている全国の最低賃金の審議状況の一覧表を付けております。11月19日時点、金額が入っているのは関東運輸局と沖縄総合事務局です。

関東に関しては、内航が職員・部員共1,000円のアップ。ここに反映してないですけども、11月24日関東旅客の2回目の専門部会があり、結果としては600円アップで決着したと関東運輸局に確認しております。沖縄に関しては、内航・旅客共、大臣権限と同額の内航700円、旅客550円で決着しておるようでございます。引き続き、新しい情報が入り次第、この場でご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

部会長代理

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

(なし)

部会長代理

ないようでしたら、議題(3)のその他に入ります。皆様から何かございましたら、お願いします。

公益委員の方から何かありませんか。

(公益委員なし)

部会長代理

労働者側の委員は何かありますでしょうか。

労働者委員

前回の質問に対するの回答とかあれば、教えてください。

海事振興部次長

では、それを先に私から述べさせていただきます。

前回の部会で、労働者委員からたくさんご質問をいただきました。

まず、「クイーンビートル」関連の質問につきましては、これも一覧表にしてこういう質問が出ていますと本省担当課にメールで送っておりますけども、この質問に関しても「こういう質問が神戸の船員部会であったということは承りました」という回答しかありませんでした。

次に、沿岸輸送特許に関して、「クイーンビートル」のほかに類似の特許案件があるかという質問だったと思いますが、これに関しても、先ほど申しましたとおりの回答ですので、類似の案件があるかないかに関しては、事務局では回答のしようがないところでございます。

あと、沿岸輸送特許そのものに関するご質問もあったと思います。一番多いのは空コンテナの回送で、神戸でも沿岸輸送特許はいろいろ出てきますけども、通しB/Lによる積替え貨物の案件が一番多く見られる沿岸輸送です。あと、誤積み、ミスローディングカーゴの輸送も認められます。あと、人を運ぶケースとしましては、航行中に機関の調整をするためメーカーの技術者が乗り組んで、国内を航行する間に調整作業をするケース。あるいは、船舶所有者や船員の家族を運ぶケース。

僕はあまり見たことないですが、外交官や領事館員、あるいは船舶代理店業者、清掃業者、タリーやサーベイヤー、船舶検査官が乗り組むケースがあると聞いております。それらは個別に沿岸輸送特許の申請がなされていて、労働者委員が以前おっしゃっていた5,000件については、これらを積み上げるとそのぐらいの件数になるかなと思っております。

次に、来島海峡で沈没事故に遭った「白虎」のその後の状況についてご質問ありました。本省内航課にも問合せをしましたが、裁判等の状況については分からないという回答でした。また、本件に係る運輸安全委員会の調査報告の時期についてもご質問があり、調べたところ、まだ現在も調査中となっておりまして、報告書の公表時期等については明らかにされておられません。

次に、改正船員法の運用等について、ご質問をいただきました。パブリックコメントの締切りがあるので、間に合うように直接電話で回答をさせていただきました。内容としては、船員の長時間労働に関して、タイムカードなどによる記録を基に、法令に違反している事実が判明した場合、労務官が是正を求めて、是正されない場合は航行停止命令などの措置を行うとの認識で相違ないかという趣旨のご質問だったと思います。

これに関して、担当部から、船員法第101条に基づく是正命令及び航行停止などの処分規定は、今回の法改正の影響を受けない部分ですので、従来どおり、船員法第101条第2項の規定による航行停止処分は当然あり得るという回答でしたので、そのようにお伝えいたしました。

前のご質問に関しては、以上でございます。

部会長代理

よろしいでしょうか。

労働者委員

今の回答は前回分だけです。

労働側からの質問は、今質問してもいいですか。

部会長代理

使用者側に、先にご意見等を伺った後でお願いします。
使用者側の委員からは何かありますか。

使用者委員

特にごぞません。

部会長代理

特にないですか。
では他に労働者側から追加で意見がありましたら、どうぞ。

労働者委員

労働側から質問です。前回9項目についての質問をしたのですが、返った答えは2、3点で、他の回答は返ってこなかったと思っていますが、分かり次第また教えていただければ結構です。

質問と新たな案件です。

今日の資料の1ページ目にもあります、11月1日の新聞に記載の、高橋海事局長の定例記者会見で、「転籍に向けた技術的な相談にきちんと対応していく」とありますけれども、「技術的な」とは、一体どのような話なのか。これは、設備規定に類する技術なのかが1点目の質問になります。

2点目、新型コロナウイルス感染症におけるワクチンの接種について、9月24日第156回神戸船員部会では、貨物・港運課より、兵庫県の17市に船員の優先接種について協力をアプローチしているとの説明でした。国土交通省海事局船員政策課からの提示がなされている、船員へのワクチン接種の円滑化に配慮いただいている自治体情報更新が、11月17日付けで出ておりますが、兵庫県については13市の協力と記載されております。4市は結局、非協力的だったのかをお聞きしたい。

9月24日に私が質問した、兵庫県には29市あるのに何で17市なのか。29市について今後どうしていくのか。船員は本当にいるのかという質問をしていましたが、そこも教えていただければと思います。

3点目、令和4年4月1日施行に向けた船員職業安定法の改正に伴い、船員の働き方改革を実現するため、国土交通省関係告示により所要の改正を行う必要があるとして、11月19日にパブリックコメントの募集開始をしましたが、求人票及び求職票の様式見直しにおいて、求職者の適正な就業機会の確保をはかるため、無料職業紹介事業者が備えつける帳簿書類の、求人票、求職票、船員職業紹介事業者名簿のうち、求人票の様式について、船内のLAN等の設備の対応状況や男女別設備の対応状況、司厨専門の乗組員の乗船状況等の項目を追加などは見直しされることとなっています。これらの見直しについて、運輸局にあるキオスク端末につい

ても、同内容で検索がかけられるようになっていくのかが、まず1点目の質問。

また、ここ数年来、運輸局の求職票について、若年船員の動きや件数について、運輸局としてどのように理解しているのかというのも、私も海員組合でこういう業務に携わっていたことがあるので、近年の状況としては、友達や先輩などとSNSでメールといった情報交換が主流となっており、なかなか運輸局に求人、求職票を出してまでというのが実態で、実際に申請を行う状況が減ってきたような話も乗組員からは聞きます。なぜ、この改正を行って、誰に見てもらおうのかと考えているのか、局として考え方があれば教えていただきたいと思っております。

話は変わりますが、別府湾は大分コンビナートにおいて、海上輸送が担う役割は大きく、鉄鉱石専用船等の原料船や原油タンカー、LNG船などの危険物積載等の超大型船が多数航行しております。また、超大型船以外にも、コンテナ船やRORO船等の外航船舶や内航船舶が多数入出港する全国屈指の重要港湾、港則法上の特定港であります。

質問ですが、令和3年10月8日に大分県が公表する大分空港への海上アクセスの導入について、令和5年度に向けたホーバークラフト導入や運航事業者が決定したという情報がありますが、最終的に一般旅客航路事業の許可を行うこととは思いますが、現在知り得る情報があれば教えていただきたいと思っております。

質問する理由は、ホーバークラフトやジェットホイルが35ノットを超える高速で運航するが故に潜在的危険性を有している場合があります。船舶が輻輳する大分港には、神戸からも「フェリーさんふらわあ」なども入出港しております。今後、運輸局許可までには、超高速船の安全運航をはじめとする避航義務などの検証がなされると思いますが、それらの情報についても都度教えていただければ幸いです。お願い事項として、どうぞよろしく申し上げます。

以上になります。

部会長代理

今、労働者委員からの質問について、事務局から回答ができるものがあれば回答をしていただいて、持ち帰ってさらに検討するものがあれば、次回、回答にしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

海事振興部次長

別府湾の輻輳海域の運航については、どこまで具体化しているのか。

労働者委員

もう事業者は決定しました。

海事振興部次長

他地域の話なので、神戸船員部会事務局として対応するというのは。

分かれば、ということですかね。

労働者委員

向こうの運輸局に聞いていただいて、分かるところがあれば教えていただいて。

安全運航に起因する問題ですので、どういう検証がなされて、どういうふうに安全確保をするのかが分かれば、前広に教えていただければと思います。

海事振興部次長

海上運送に係る輸送の安全というか。

労働者委員

というか、別府港に入港してくるのに、どうしても空港から西大分港航路では、クロスするような位置関係にはなると思うんですよ。

海事振興部次長

管内ではないのでよく分からないのですが、労働者委員のおっしゃったホーバークラフトはどこを運航するのですか。

労働者委員

大分空港から西大分ですね。

海事振興部次長

空港は、今の海の上にあるんですか。

労働者委員

大分空港から西大分です。別府航路がありますから、どうしてもクロスするような位置関係になるんですね。

海事振興部次長

空港は海の上じゃないわけですか。陸から陸の2点間輸送にホーバークラフトが導入されるのですか。

労働者委員

そう。大分空港は空港が海上にあるような形で、神戸と同じような感じですよ。

労働者委員

別府湾の西大分と対岸の大分空港を結んでいます。「さんふらわあ」は別府航路があるので、そこを横断することになります。

海事振興部次長

ホーバークラフトで行くと、ショートカットできるということですか。

労働者委員

陸上だと多分70分かかりますが、ホーバークラフトでは25分です。何年か前までは、大分ホーバーが運航していたのですが、それが廃止になって、また再開する。新しい船を作るという案が出ているようですが、その状況が分かれば、教えていただきたい。

海事振興部次長

あと、船員職業安定法の改正に関しては、また後ほど船員労政課長から少し説明をさせていただきますけども、ご質問の趣旨としては、新しい求人票の中身から。

労働者委員

求職票もですね。求職票の方は家族の構成の記載がなくなったようですね。求人票は、船の設備も具体的に書きなさいみたいな。

海事振興部次長

LANがあるとか、司厨が乗っているとかというのが、求人システムと同調しているかどうか、ですか。

労働者委員

いや、来年4月1日施行で、今パブリックコメントも出ていますよね。

船員労政課長

一般的な求人票、求職票は、既にこの項目を含んだ様式に移行しています。

労働者委員

LAN設備も入っているの？

船員労政課長

はい、既に様式の中にありますし、それは必須事項として必ず書いていただくようになっています。

ですが、すみません、お客さんに使っていただくものなので、ふだん私自身はキオスク端末を検索しないので、そこの中で検索できるようになっているかどうかは、職場に戻って確認しないと分かりません。

労働者委員

端末で検索が、その事項に対して検索ができるかどうかも。

船員労政課長

それはまた確認させてください、申し訳ありません。

海事振興部長

先ほどのワクチンの話について、国交省と厚労省から市町村に対して協力要請は出ております。積極的に協力いただいている市町村について最終的にホームページ等で上げられているものと思います。

労働者委員

11月17日付けで13市。

海事振興部長

どの市町村が協力してくれなかったとは、我々としては言いづらいですけども、積極的に公表していただいたのがその13市でございます。他のところはやってくれてないのかというと、そこまでは把握しておりません。

労働者委員

どこの市が協力するというのは全部出てますね。

海事振興部長

そこは公表されています。それ以外のところが、積極的に支援しますよとは言ってくれてはいないということで、「(支援)していない」というのかどうかは分からないところでございます。

労働者委員

だから、前回17市要請して、兵庫県には29市ありますよねという話ですが。

海事振興部長

基本的には全て文書は出しています。

労働者委員

実際に、国交省と厚労省が発表しているのが(兵庫県は)13市だけだったと。

海事振興部長

(公表しているのは)13市だけということです。

部会長代理

今の話は、13市は発表していて、発表していないところがやっていないかどうか分からない。やっているけども、発表していないこともあり得るということですか。

海事振興部長

個別で相談を受けている可能性はありますし、また、13市と出てますが、果たして、正直そこで実際にワクチン接種が行われたかどうかもつかんでない状況です。

部会長代理

それらの情報がもし入りましたら、次回、回答をご準備いただくということでしょうか。

(異議なし)

海事振興部長

あればお知らせします。

部会長代理

それでは、ほかに何かありますでしょうか。

海事振興部次長

では、船員労政課長から資料説明をいたします。

船員労政課長

先ほど、船員職安法の改正の部分についてご発言いただき、これが参考資料になりますが、一番表が「交通政策審議会への諮問について」となっている文書をお配りしています。

こちらは、10月22日、神戸船員部会と同日に中央の船員部会がありまして、その中で審議された資料です。一部お付けしていない資料もありますが、本省のホームページではすべてご覧いただけます。

このように船員職安法と船員法に関して諮問が行われております。本日、中央でも船員部会が開催されており、この中で回答があれば答申という形になります。

添付している資料にもございますけれども、船員法も船員職安法も12月に公布予定、施行は来年4月の予定ですが、船員法の一部に関してはその1年後になるようです。

ただ、この資料にある以上の詳細なことは、私どもでも分かりかねます。これから検討されることとなりますので、ここまでの範囲でご参考にしていただければと

思います。

部会長代理

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

公益委員

資料2-2の労務管理のところですが、新しくなると、労務管理記録簿という決まった様式が用意されて、それに記入しなければならないということですね。どのような記録簿でしょうか。

船員労政課長

様式はまだ定まってないと思いますが、基本的には、今まであった船内記録簿が、船内で管理されるのではなくて、陸上の労務管理責任者が記載して管理するようになりますので、船内記録簿ではなくなるということだと思います。陸上の記録簿になったことで、内容がどうなるのかまでは分かりませんが、基本的に、船内記録簿が廃止になったといっても、そのなかで管理される内容が新しい記録簿に移行するという考え方だと思います。

公益委員

船内で何か記録したものをベースに、陸上で記録簿を作成するような、それを備え置くような業務が生じるということですか。

船員労政課長

そういうことになると思われます。船内で実際に誰かが記録しないと陸上と情報共有できないと思いますが、詳細に関してはよく分かりません。

公益委員

ほぼ全ての船が適用ですか、船員法の適用船だったら、適用ですか。

船員労政課長

少なくとも、現在、船内記録簿を備置する義務がある船舶は、それが無くなることにはならないと思われます。

公益委員

ありがとうございます。

海事振興部次長

また様式などの情報は、公表されたらお知らせします。

船員労政課長

施行規則の中で決まってくるものと思います。

公益委員

あまりそういった細々した内容まで教える必要はないでしょうけど、そのようなことがあるという程度の話、授業で盛り込む必要があるのかなと思ひましてお尋ねした次第です。

海事振興部次長

続いて、セミナー関係の説明にうつってください。

船員労政課長

はい、特にこの件についてご意見がないようでしたら、「めざせ！海技者セミナー」のチラシを添付しておりますので、そちらの報告をさせていただきます。

先日の神戸船員部会でも少しお知らせしましたが、「めざせ！海技者セミナー in K O B E」の開催について、一般の方向けに参加を呼びかけるというプレス発表を11月15日に行いました。お手元にお配りしているリーフレットと同じデザインのポスターを、船員教育機関と県内の工業系の高校や県内のハローワーク等に送付しまして、広く参加を呼びかけているところです。また、セミナー当日に下船して、帰省する予定の練習船の実習生にも参加を呼びかけております。

参加事業者数は最終的に28社になりまして、こちらのチラシにあるとおりです。県内の内航船事業者を中心に、他地域の事業者も一部含まれている内容になります。

今のところ、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いておりますので、このままの状態が維持できるようでしたら、感染防止策を徹底しつつ実施してまいる考えです。当日まであと1か月を切っていますが、もしまた感染拡大が深刻になることがあれば、延期、中止の判断をする可能性はあり得ますので、あとは祈るばかり、という感じです。

部会長代理

ただいまの報告について、ご質問とか、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

今のセミナーの質問です。参加28社は、管内の事業者ですか。

船員労政課長

この事業者募集をする際に、過去に参加されたところに「間もなくプレス発表をします」と呼びかけをしております。そのように事前にお知らせした事業者は、高い確率で申し込んでいただいております、リーフレットに載っている事業者には、管内

もそれ以外も含め、過去に私どものセミナーに参加された事業者さんが多いです。

労働者委員

過去に参加した会社に声かけて、管内の海運事業者と、その他にも船会社がありますが、全てお知らせをした中でこれだけが参加する、という話でもないということですね。

船員労政課長

過去に参加した事業者以外には、ホームページで公表してご覧いただいた方にもお申込みをいただいています。

海事振興部次長

本当はもっと多くのご応募をいただいたのですが、今回は会場が狭く、これで筒いっぱいということです。

労働者委員

船会社が参加したいが、会場の都合により制限される場所ですね。これは、一つ一つパーティションで仕切っているのですか。

海事振興部次長

去年のK I I T Oホールのような広いところだと、申し込んでくれた船社全てを受け入れられるのですが、今回のポートオアシスは少し狭いので、事業者数としては半分ぐらいになっています。なので、地元の船社さんに優先的に入っていただきました。ほかの地域でも毎回来られるところにはお知らせもしておりましたが、結果的にお断りしたところもあります。

船員労政課長

管内の事業者は、地元開催ですので、基本的に申込者には全て参加いただいています。

労働者委員

分かりました。

労働者委員

一つだけ質問します。先ほどの説明の中で、船員を目指す一般の方と学生さん、みたいな話しをしていたけど、学生さんというのは、もう一遍説明を聞かせてもらいたい。

船員労政課長

他地域でも同様のセミナーをやっておられますが、他局では管内に船員養成機関の学校が複数あるので、皆さん学校からバスで来られ、大勢の方に参加していただくことができます。神戸の管内はと申しますと、神戸大学は外航を目指される方が多いと思いますし、香住高校、海技大学校は、船員教育機関ではありますが、少し特殊な位置づけの学校です。もちろんお声がけして何人かは来ていただいているのですが、大勢で参加ということにはつながっていない状況です。ですので、私どもの海技者セミナーは、ずっと前から神戸港に寄港した練習船実習生の下船のタイミングを狙って開催する形になっております。

労働者委員

「めざせ！海技者セミナー」のもともとの考え方は、一般の方の就職面接会だったように思っていたのですが、学校前提ではなく。

船員労政課長

そんなことはありません、一般の方も対象にしています。

労働者委員

どっちが前提ですか。一般の方前提なのか、学校の生徒さんを前提とするのか。もともと一般の方に幅広く就業機会を与えるという話で始まったのに、どっちかといったら学校向けの説明会みたいになってしまっているけど、どっちでもいいのか。

船員労政課長

参加人数的には、実習生の方々がメインのように見えているかもしれませんが、一般向けということは出しています。

労働者委員

前提ということね。

船員労政課長

はい。

労働者委員

そうだったはずなのに、学校前提の話になってきている。僕は、他局でもこの話を1回したことがあるのですが、就職が決まっている学生を、人数合わせでバスで来させていることがあって、これだけの人がこのセミナーに来てくれましたみたいな報告をする、そういうことだけはやめてもらいたい。実際に一般の方がブースで話が聞けないような状況が生まれてしまう。

だから、本来の海技者セミナーは、一般の方に幅広く、「こういう海の仕事がありますよ」という説明会だったと思うのですが、学生集め「これだけの人数が来たんですよ。このセミナーは必要です。」と人数合わせのために学生を呼ぶような話になってしまって、一般の方が話を聞けない状況が生まれていたのです、その辺をよく注意してもらわないと。

船員労政課長

神戸の窓口に来られる方にも宣伝しているところです。実際に私どもが窓口でお話する以外に、会社の方のお話が直接聞ける場ですと宣伝したら、それなりに来てくださる方はいらっしゃると思います。

労働者委員

本来の意味するところから、あまりずれないように準備していただければと思います。

船員労政課長

承知しています。

公益委員

確かに外航メインとはいいいながらも、昨今そのようなこともなくて、外航に雇っていただけない人も大分おります。一方で、この時間だと学校としては出せない。一般の授業の時間なので、授業は休んで参加しなさいとは言えないところもあります。海技大学校も、多分同じ事情だろうなというところはあります。

船員労政課長

海技大学校は、バスで何人かお見えになります。

ちなみに、神戸大学ではこの時期はまだ冬休みにも入ってないですか。

公益委員

実習の時期をいろいろ変えたところもありますけど、12月、1月は、朝一番から夜まで全部授業が詰まっている日があるくらいで、ライセンスを取る学生ほど、航海科は厳しいです。機関科は時間があるかもしれませんが。

新学部になりますと、この辺がどうなってくるか見えないところです。今のところ海技教育機構には、3年生、4年生と、3か月ずつの乗船実習を依頼しています。今の体制と近いです。もともと、4年生も1月から3月、3年生も1月から3月と集中して乗船実習に行くようにして、学生が単位を落としても留年しなくてもよい環境をお願いしていたのですが。

昨今、練習船の定員が厳しいということで、どちらかというと外航の人は、内航

優先だからということで、なかなかうまく受け入れていただけない状況も発生しています。3年生が多分9月、10月、11月の乗船になって、4年生が1月、2月、3月になるのかなというところでして、あとは就職活動時期とどう合ってくるかですね。

そういった意味で、この時期にここに来る練習船に乗っている子たちは、ちょうどこの時期がいいタイミングの就活時期ですか。ちょっと遅いのか早いのか、どうなんですか。

船員労政課長

恐らく早いとは思いますが、神戸港に寄港するタイミングを見計らいました。

公益委員

神戸港に来るという前提があって、ほかのタイミングだと、横浜に行ってしまうわけですか。

船員労政課長

はい、必然的に限られてきます。

海事振興部次長

例年2月に開催していましたが、今年は、練習船の2月のスケジュールでは神戸寄港はないので、この時期になりました。

公益委員

なるほど。

海事振興部長

おっしゃるとおり、もともとの趣旨が、広く一般の方に船員の仕事というか、事業者を知ってもらい、マッチングを図るという考えで、今でも変わっていません。

公益委員

ちなみに参加者や事業者さんは幾らかお支払いになるのですか。

船員労政課長

いえ、参加されるみなさんの費用負担はありません。

海事振興部次長

ではこのあと、海安部から労働安全衛生月間の報告をお願いします。

海上安全環境部調整官

ではお手元の令和3年度船員労働安全月間活動状況の資料を基に、実施経過について報告をさせていただきます。

今年度の安全衛生月間につきましては、昨年度同様に緊急事態宣言中でありましたので、例年と比較しまして事業規模を縮小しての取組となりましたが、事業者団体、海事関係機関の皆様のご協力を得まして、令和3年度も無事に所用の行事を行うことができました。どうもありがとうございました。

取組につきまして、少しかいつまんでご説明をさせていただきます。

9月1日の安全衛生月間開始式では、オンライン形式ではありますが、関係者の皆様のご参加を得まして、船員労働災害の撲滅、疾病予防等の諸活動を積極的に推進していくことを参加者で確認を行いました。また、開会式に併せまして、2つのテーマでの特別講演を開催しました。このうち、神奈川大学工学部の久宗教授より「船員のストレス対策と新しい船員の健康管理」と題してご講演をいただきました。

講演では、船員労働の現状報告や船員の働き方改革の実現に向けて、2023年度より、船員の労働安全衛生の分野にも産業医の導入が検討されていることが、国土交通省及び久宗教授の企画監修に基づいて行う船員の健康管理制度の構築を目的とする社会実験の紹介がございました。

社会実験の内容としましては、産業医と船内をオンラインでつなぎまして、船内安全衛生委員会の開催や船員の過重労働の防止やメンタルヘルスケアなどの検証を行うものでございます。また、この実証実験につきましては、全国的に参加していただける船社が少ないとのことでしたので、神戸運輸監理部管内は船社さんにもお願いしまして、社会実験への参加を募ったところ、3社からの問合せがございました。

このほかの取組としましては、例年、神戸港内に停泊しております船舶に乗り込んで、実際に現場で船長や乗組員との面談をしながら、安全衛生に関するチェックやアドバイス等の訪船指導を行っておりますが、新型コロナウイルスの影響もございまして、小型船舶を中心に21隻に対して指導を行ったところでございます。

また、但馬地区の漁船につきましても、昨年同様、但馬漁協の指導員の協力を得まして、各漁船に対して安全衛生に関する自主点検表の配付及び回収をしていただく形に変えておりまして、47隻分の回収を得ております。

また、船員無料健康相談につきましては、例年、神戸市内に2か所、加古川市内に1か所開設してございましたが、今年度は、神戸三宮フェリーターミナル及びサニーピアクリニックにおきまして開設し、66名の方が受診されております。

また、安全講習会では、洲本港で海中転落者の救助訓練を実施しております。転落者の訓練と通信連絡訓練、救助リフター操作実習と、こういった内容で講習を実施しております。

簡単ですが、私からの報告は以上でございます。

部会長代理

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

(なし)

部会長代理

ほかにはないようでしたら、最後に事務局から連絡事項等をお願いします。

海事振興部次長

では、資料の一番最後に、来年1月から4月までの開催日程（案）をつけさせていただいております。3月だけ第4金曜日ではなくて第4火曜日、3月22日になっております。もし、この日程で差し支えなければ、本日で確定させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

海事振興部次長

ありがとうございます。では、4月までこの日程ということで、よろしく申し上げます。

今回は、第4金曜日が24日ですが、その日は海技者セミナーがあるので、12月22日水曜日になります。15時半からこの調停室で開催いたしますので、お間違のないようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。